



〈目次〉

上湧別学園への登下校時の車両通行規制	1	遺跡保護のため事前協議	8
農業振興地域整備計画 変更申請	2	新婚世帯の新居にかかる費用補助	9
農業用水路に近寄らないでください		指定難病・特定疾患による通院 交通費助成	10
不用となった公用車払い下げ	3	小麦粉粘土遊び体験	
牛に係る家畜人工授精に関する講習会	4	子育て支援センター5月の予定表	
5月の運動・トレーニング指導「ゆうふいっと。プラス」		第十二回特別弔慰金	11
北海道 お米・牛乳子育て応援事業（第3弾）	5	町に貸していただける空き家募集	
折野勝「湧別の自然風景・地域の名所展」	6	ゴールデンウィークのためゴミ収集日変更	12
畜犬登録および狂犬病予防注射		春の粗大ゴミ収集	
介護資格を取得するための研修受講料助成	8	2025ゆうべつチューリップフェア	14

上湧別学園への登下校時の車両通行規制

教育委員会 教育総務課 学校教育 G 5-3143

上湧別学園が4月1日に開校しました。児童生徒の安全確保と、スクールバスの転回スペースの確保のため、登下校時には校門や15号線自転車置き場横からの一般車両の進入はご遠慮ください。児童生徒の送迎は15号線体育館側出入口をご利用ください。



農業振興地域整備計画の変更申請を受け付けます

㊦農政課 農政G 2-5861

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて湧別町農業振興地域整備計画を策定し、農業振興に関するさまざまな施策を実施しています。

この法律では各市町村が策定した農業振興地域整備計画に沿った土地利用が定められていることから、計画区域に該当する土地で次の事業を実施する場合は、実施前までに変更手続きを完了する必要があります。

①農用地区域への編入

土地改良事業にともない農地以外の土地を農地とする場合。

②農用地区域からの除外

農地に住宅や工場などを建設したり、駐車場や資材置き場として利用したりする場合など、農地を農用地以外の用途に利用する場合。ただし、法律により厳しく制限されているため、除外が認められるには次の要件を満たす場合などに限られています。

- 農用地区域以外に代替すべき土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。
- 除外によって農用地の集団性や農作業の効率化に支障がないこと。
- 周辺の担い手などの農用地の利用や集積に支障がないこと。
- 除外によって農用地区域内の土地改良施設（農道や水路など）に支障がないこと。
- 土壌改良事業を実施中の区域でないこと。または事業完了から8年以上経過していること。

③用途区分の変更

農地に農業用施設を建てる場合。

【受付期間】 5月23日（金）まで

【必要書類】 ●農業振興地域の整備計画変更申請書（㊦農政課に備えてあります。）

- 事業計画書や設計書など、変更後の使用目的に係る資料
 - 変更する土地の位置図（1/50,000）および利用図（1/2,500）など
 - 変更する土地の全部事項証明書（法務局より取得）
- ※さらに資料の提出をお願いする場合があります。

【手続きにかかる期間】 手続きにかかる期間は6カ月程度です。ただし、内容によっては北海道知事の同意を得られず変更が認められない場合や、予定以上の期間がかかる場合があります。

農業用水路に近寄らないでください！

南兵村一区から北兵村一区の中土場川に通じる農業用水路および湧別川堤防沿いにある排水路は、農作業が終わる10月上旬まで通水していますが、コンクリートで整備されているため水の流れが速く、子どもにはとても危険です。

保護者、地域の皆さまは、「水路には絶対に近寄らない」ようご指導、ご注意をお願いします。

【問い合わせ先】 ㊦農政課農政G TEL 2-5861



不用になった公用車の売払い入札を実施します

㊦企画財政課 企画財政G 2-5862

不用になった公用車の売払い入札を実施します。入札に参加を希望される方は期限までに売払い申請書を提出してください。

【売払い物件】

ダットサントラック 1台



【物件の詳細】

車名・型式	ニッサン・KG-LRMD22
初年度登録年月	平成12年4月
種別・用途・乗車定員	普通・貨物・定員5人
車両重量・総重量	車両1,780kg、総重量2,555kg
車体大きさ	長 489 cm × 幅 182 cm × 高 171 cm
シフト・駆動方式	5MT・パートタイム4WD
最大積載量	500kg
総排気量	3,150 cc
燃料種類	軽油
走行距離	291,078 km (令和7年4月8日現在)
車検満了日	令和7年7月9日
自賠責保険満了日	令和7年8月3日 午前12時
保管場所	役場湧別庁舎(栄町)
特記事項	エアコン故障、キーシリンダのACC接触不良、腐食穴有り

【物件の履歴】 林務公用車として山林を中心に走行した車両

【売払い方法】 入札により売払い先を決定します。入札日は後日申請者にお知らせします。

【売払い条件】 ●車両は現状渡しとします。

事前に車両の現物確認が必要ですので㊦水産林務課 (TEL 5-3763) へご連絡ください。

●売払い代金は一括納入とします。

●車両の引き渡しは代金納入後、買受者が車両所有者の名義変更手続きを行った後に上記保管場所にて行います。

所有者の名義変更に係る費用は買受者の負担とします。

●買受者は引き渡し後速やかに車両の「湧別町」の表示を消去すること。

【入札参加資格】 町内に住所を有する個人もしくは法人。ただし、国税・地方税・地方公共団体へ支払うべき使用料などを滞納していない方

【申込期間】 5月16日(金)まで

【申請方法】 売払い申請書(㊦企画財政課または町ホームページよりダウンロードできます。)を、㊦企画財政課へ提出してください。



町ホームページ

牛に係る家畜人工授精に関する講習会を開催します

㊦農政課 農政G 2-5861



牛に係る家畜人工授精師を養成するための講習会・修業試験が、次のとおり（一社）ジェネティクス北海道により開催されます。

【日 程】講習会：8月18日（月）～9月3日（水）（日曜日を除く15日間）

修業試験：9月3日（水）

【場 所】（一社）ジェネティクス北海道 十勝北見事業所内 繁殖技術研修センター
上川郡清水町字御影南2線73番10

【受講料】10万円

【申込方法】7月4日（金）までに、開催要領をご覧のうえ申込先までお申し込みください。開催要領および受講願書は、（一社）ジェネティクス北海道のホームページおよび㊦農政課に備えています。

【問い合わせ先】（一社）ジェネティクス北海道 生産統括部 Tel 011-242-9644
〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1 北農ビル13階



ジェネティクス北海道
ホームページ

5月の運動・トレーニング指導「ゆうふいと。プラス」

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132



本年度より名前を新たにし、町民の皆さまに運動の重要性や楽しさを知っていただくために、運動・トレーニング教室「ゆうふいと。プラス」を開催します。専門のインストラクターによる指導が受けられますので、お気軽にご参加ください。

【ゆうふいと。プラス】

●5月21日（水）「スキマ時間でシェイプアップ～時短トレーニング～」

【時 間】午後6時30分～8時

【指導者】㈱スポーツクラブ PHYSIT 西田 隼人トレーナー

【対象・定員】町内にお住まいの方 定員20人（定員になり次第締め切ります）

【会 場】湧別総合体育館

【参 加 料】無料

【持 ち 物】運動できる服装、運動靴、タオル、飲み物

【申込方法】開催日の2日前までに、申し込みフォームか社会教育課まで電話でお申し込みください。※スポーツ安全保険などの保険は各自でご加入ください。



申し込みフォーム

北海道 お米・牛乳子育て応援事業(第3弾)を実施しています

健康こども課 児童支援G 5-3765

北海道では、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、平成18年4月2日から令和7年6月1日までに生まれた児童がいる道内の世帯に商品を支給する事業を実施しています。**6月30日(月)までに、忘れずにご申請ください。**

【支給対象】申請日に次のいずれかに該当する世帯

- ①道内で対象児童と同居している世帯
- ②道内で対象児童だけで構成する世帯
- ③保護者は道内に在住し、道外で支給対象児童だけで構成する世帯

※対象児童：平成18年4月2日から令和7年6月1日までに生まれた児童

※世帯：住居および生計をともにする方の集まり、または、独立して住居を維持、もしくは独立して生計を営む単身者

※保護者：父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親など、対象児童を現に監護する方

【支給品】支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つを選択 ※1世帯あたり1回限り

商品	内容
商品券	「おこめギフト券」または「おこめ券」4,840円相当分(440円×11枚) 「牛乳贈答券」400円相当分(200円×2枚) 計5,240円相当分
電子クーポン	北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる電子クーポン 計5,240円相当分
北海道米 (ななつぼし)	精米(5.5kg)または無洗米(5.5kg)どちらか1つ 5,240円相当分(送料含む)



【申請期間】6月30日(月)まで

【申請方法】電子申請または郵送申請

申請方法	区分	手続き
簡易申請	第2弾の支給品を受給された世帯	お手元に届いたDM/ハガキの二次元バーコードにより申請
	第2弾で郵送申請された方	お手元に届いた封書に同封の申請書を郵送で申請
通常申請	電子申請	専用ホームページから申請
	郵送申請	専用ホームページから申請書をダウンロードし郵送で申請 提出書類：申請書、本人確認書類など

【問い合わせ先】申請者用コールセンター TEL 011-350-8680
午前9時～午後5時



専用ホームページ

折野勝「湧別の自然風景・地域の名所展」を開催します

教育委員会 社会教育課 社会教育 G 5-3132

芭露在住の折野勝さんの「湧別の自然風景・地域の名所展」を開催します。湧別の風景をテーマにした油絵や水彩画、工芸作品などが展示されます。ぜひお楽しみください。

- 【開催期間】 5月12日（月）～25日（日）
午前9時～午後10時（月曜日は午後5時まで）
- 【展示場所】 文化センターさざ波 ギャラリー（栄町）
- 【入場料】 無料



畜犬登録および狂犬病予防注射を実施します

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

犬の飼い主には飼い犬の登録（一生に一回）と予防注射（年一回）が法律で義務付けられており、法律に違反した場合は罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。

本年度の畜犬登録および狂犬病予防注射日程などは次のとおりです。お近くの会場で予防注射を受けるようお願いします。

- 【費用】 ●畜犬登録料 3,000円
●予防注射料 3,240円（注射済票発行手数料550円を含む）
●予防注射往診料 500円
●予防注射済票発行手数料 550円



【対象】 生後91日以上の子犬が対象です。畜犬登録をされている方には、集合注射案内ハガキが送付されますので、当日持参してください。

※生後90日以内の子犬は、登録および注射の対象となりませんのでご注意ください。

※予防注射を都合で受けられない場合は、㊦住民税務課へお問い合わせください。

【その他】 ●集合注射案内ハガキが送付されたが、「飼い犬が亡くなった」、「転入・転出した」、「飼い主を変更した」ときは、㊦住民税務課までご連絡ください。

●動物病院で予防注射を受けた場合は、病院で発行される予防注射済証を持って

㊦住民税務課または㊧福祉課へお越しください。

予防注射済票を発行します。（発行手数料550円が必要です。）

《接種後は体調変化に注意してください》

狂犬病ワクチンでは、接種後、顔面の腫れやじん麻疹、嘔吐、下痢などの症状や、まれにアナフィラキシーショックなどの重篤な副反応が認められることがあります。

副反応の発現は犬の体質により異なりますが、接種当日は激しい運動は控え、接種後24時間は体調の変化に注意してください。体調に変化が見られた場合は、接種を行った獣医師やお近くの動物病院に速やかに連絡し、診察を受けてください。

なお、集合注射の案内ハガキ裏面に「問診票」がありますので、項目にチェックを付けて、必ず持参してください。

【予防注射日程】

月 日	実施場所		時 間
5月14日(水)	曙 町	湧別駐在所横	午前 9時10分～ 9時40分
	栄 町	役場湧別庁舎前	9時50分～10時10分
	錦 町	(有)吉田設備工業倉庫前駐車場	10時20分～10時40分
	東	東研修センター前	10時50分～11時10分
	福 島	旧東湧福祉の家前	11時20分～11時30分
	登栄床	中番屋会館前	午後 1時10分～ 1時30分
		登栄床地区防災センター前	1時40分～ 2時00分
5月15日(木)	信部内	信部内地区会館前	午前 9時30分～ 9時50分
	川 西	川西寿の家前	10時00分～10時20分
	錦 町	錦研修センター前	10時30分～10時50分
	芭 露	芭露地区会館前	11時10分～11時30分
	上芭露	上芭露地区公民館前	午後 1時00分～ 1時10分
	東芭露	東芭露地区公民館前	1時20分～ 1時35分
	西芭露	旧西芭露寿の家跡地	1時45分～ 1時55分
	志撫子	深澤様宅前	2時15分～ 2時30分
		旧雨宮商店前	2時35分～ 2時45分
	計呂地	旧計呂地公民館跡地	2時55分～ 3時05分
		旧計呂地寿の家前	3時15分～ 3時25分
5月18日(日)	北兵村一区	5の1会館前	午前 9時10分～ 9時40分
	中湧別南町	社会福社会館前	9時50分～10時20分
	北兵村三区	5の3公民館前	10時30分～11時00分
		白川様宅前	11時05分～11時15分
	旭	旭農業センター前	11時25分～11時40分
	中湧別中町	老人憩の家前	午後 1時00分～ 1時30分
	上湧別屯田市街地	上湧別農村環境改善センター前	1時40分～ 2時00分
5月19日(月)	開 盛	開盛住民センター前	午前 9時10分～ 9時40分
	南兵村一区	4の1会館前	9時50分～10時05分
	南兵村二区	4の2公民館前	10時15分～10時30分
	南兵村三区	4の3公民館前	10時40分～10時55分
	札富美	札富美会館前	11時05分～11時15分
	上湧別屯田市街地	上湧別農村環境改善センター前	11時25分～11時45分
	上富美	花木様宅前	午後 1時10分～ 1時20分
	富 美	富美地区住民センター前	1時30分～ 1時50分
6月8日(日)	栄 町	役場湧別庁舎前	午前 9時00分～ 9時30分
	登栄床	登栄床地区防災センター前	9時50分～10時10分
	芭 露	芭露地区会館前	10時30分～10時50分
	中湧別中町	老人憩の家前	11時10分～11時30分
	上湧別屯田市街地	上湧別農村環境改善センター前	11時40分～正午

介護資格を取得するための研修受講料を助成します

湧 福祉課 高齢介護G 5-3761

介護に関する知識・技術を身につけ、介護サービス事業所や在宅介護などで活躍する方を支援するため、次の研修を修了した方を対象に受講料の一部を助成しています。介護サービス事業所も対象となりますので、受講を予定している方はぜひご利用ください。

- 【対象の研修】 ●介護職員初任者研修課程
●介護福祉士実務者研修課程

【対象者】 上記の研修を修了した方で、次のいずれかに該当する方。ただし、一人につき1回限りとします。

- ①申請時に町内に住所を有し、介護サービス事業所に勤務していない方
②常時雇用（勤務時間が1週間あたり20時間以上）する方の受講料を全額負担した町内の介護サービス事業所

【助成額】 ①の方：自己負担した受講料の額（最大10万円）
②の介護サービス事業所：負担した受講料の額の2分の1（最大5万円）
※千円未満切り捨て。他の機関などから助成を受ける場合は、その額を除く。

【申込方法】（1）研修を受講する前に、助成金申込書を湧 福祉課へ提出してください。
（2）研修受講後、修了した日の翌日から3カ月以内に、所定の申請書と次の書類を町へ提出してください。
●修了証明書の写しまたは受講修了を証明する書類の写し
●受講料の領収書の写し
●他の機関などから受講料の助成を受けている場合は、助成金の額が確認できる書類の写し

～工事予定の場所に遺跡はありませんか？～

遺跡保護のため事前協議をお願いします

教育委員会 社会教育課 ふるさと館JRY・郷土館 2-3000

現在、町内には遺跡が57カ所あり、その場所で工事を行う場合は届け出が必要です（文化財保護法）。また、工事中に新たに遺跡が発見された場合も届け出が必要です。教育委員会では手続きが円滑に進められるよう、工事予定地が遺跡やその周辺、または一定の面積を超える場合は事前協議の手続きをお願いしています。

町内で土木工事などを計画されている方は、遺跡の位置をご確認いただき、条件に当てはまる場合は事前協議の手続きをお願いします。

【遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の確認方法】

- 北海道教育委員会ホームページ「北の遺跡案内」を確認する
●湧別町ホームページ「埋蔵文化財」を確認する
●ふるさと館JRY・郷土館の埋蔵文化財担当者へ問い合わせる

※現在、湧別町には57カ所で遺跡が確認されており、うち1カ所は北海道指定史跡です。



北の遺跡案内

【事前協議が必要となる工事の例】

- 工事計画区域の全部または一部が遺跡の所在地・地番などに合致または接する場合
 - 工事計画区域の総面積が10,000平方メートル以上の場合（特定開発行為など）
- ※ここでいう工事は、工事内容・目的を問わず土地を掘削する行為すべてを指します。また、盛土・埋土も内容により事前協議の要件に該当します。
- ※計画区域には残地森林など土地の改変が予定されていない土地を含みます。



町ホームページ

《事前協議はなぜ必要？》

事前協議は、現在確認されている遺跡だけでなく、工事により新たに発見される遺跡の破壊や工事の停止を防ぐために必要です。湧別の貴重な文化財を保護しつつ、土木工事が計画的に進められるよう、事前協議へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

新婚生活にかかる住宅費などを補助しています

湧健康こども課 子育て相談G 5-3765

町では、婚姻にともなう新生活を支援するため、新婚世帯の住宅費などの一部を補助しています。ぜひご活用ください。

【対象費用】住宅の賃借、取得、リフォーム費用および引越費用で、令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払った額が対象です。

【補助額】最大30万円（夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合、最大60万円）

【対象者】下記をすべて満たす夫婦が対象となります。

- 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。
- 令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。または令和6年度事業により初めて補助金を受けた方で補助上限に達しなかった方、および令和6年度事業による資格認定を受けた方。
- 対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦の双方または一方が湧別町の住民票に記載され、その住所地を生活の本拠としていること。
- 令和6年1月～12月の夫婦の所得の合計が500万円未満であること。

【申込方法】令和8年3月31日（火）までに、湧健康こども課へお申し込みください。

【その他】●対象費用、対象者には詳細な要件がありますので、町ホームページをご覧ください。か湧健康こども課へお問い合わせください。

- 令和7年度中に申請できない方は、資格認定申請をしてください。
（例）婚姻日が年度末に近い方、対象経費の発生が令和8年度中の方など
- 資格認定申請により認定を受けた場合、令和8年度も要件を満たした上で、令和8年4月1日以降に発生した経費について補助金を申請することができます。



町ホームページ

指定難病・特定疾患により通院されている方の交通費を助成しています

㊧福祉課 福祉G 5-3761

北海道から「特定医療費（指定難病）受給者証」、「特定疾患医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」のいずれかが交付されている方を対象に、通院費用を助成しています。

【助成額】通院にかかる交通費相当額の2分の1以内。

※自家用車で通院されている方も対象となります。

【申請方法】下記のものを持って、㊧福祉課、㊨住民税務課、中湧別出張所のいずれかで申請してください。

●特定医療費（指定難病）受給者証

●特定疾患医療受給者証

●小児慢性特定疾病医療受給者証

●口座振り込みによる受け取りを希望される方は、振込先口座の分かるもの

小麦粉粘土遊び体験を開催します

㊧健康こども課 児童支援G 5-3765 湧別子育て支援センター 5-2432

小麦粉粘土は、触感を通じて子どもたちにさまざまな感覚刺激を与えます。

柔らかく、ねばねばした感触を楽しむことで、感覚の発達を促すことが期待できます。親子と一緒に小麦粉から粘土に変化する過程を体験しながら粘土遊びを楽しんでみませんか。

【日時】5月28日（水）午前10時30分～11時15分

【場所】湧別子育て支援センター（栄町）

【対象】町内に居住する乳幼児とその保護者

【定員】5組程度

【申込期間】5月23日（金）まで

【その他】小麦粉を使用します。食品アレルギーをお持ちの方はご注意願います。

【申込先】湧別子育て支援センター TEL 5-2432 FAX 5-2237

参加者氏名、電話番号、託児の有無、託児を希望される方はお子さんの氏名と年齢を添えてお申し込みください。申し込みフォームでも受け付けています。



申し込みフォーム

子育て支援センター5月の予定表

子育て支援センターでは、親子が一緒に遊ぶ育児学級や、お母さんのための講座などさまざまな活動を行っています。就学前の乳幼児とその保護者の方であれば、どなたでも利用できます。ぜひ一度遊びに来てみてください。

【お問い合わせ先】

㊧健康こども課 児童支援G TEL 5-3765

湧別子育て支援センター TEL 5-2432 FAX 5-2237

予定表はこちらから
ご覧ください！



町ホームページ



戦没者などのご遺族の皆さまへ、第十二回特別弔慰金が支給されます

㊦福祉課 福祉G 5-3761

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

【支給対象者】 戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次のうち最も上位のご遺族お一人に支給。

- （1）令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- （2）戦没者の子
- （3）戦没者などの、①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- （4）上記（1）～（3）以外の戦没者などの三親等以内の親族（甥、姪など）
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】 額面27万5千円、5年償還の記名国債

【請求期間】 令和10年3月31日まで

※請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【請求・問い合わせ先】 請求の際に、戸籍書類の提出が必要となります。詳しくは㊦福祉課（Tel 5-3761）へお問い合わせください。

町に貸していただける空き家を募集しています

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

空き家を活用した移住者向け住宅整備のため、町に貸していただける空き家を1戸募集しています。お貸しいただいた空き家は町がリフォームし、所有者に代わってお住まいを探している方に賃貸します。制度に興味がある方は、まずはお問い合わせください。

- 【事業の概要】 ①町に空き家を11年間お貸しください。
②契約締結後、町が全面的なリフォームを行います。
③町が賃借料として固定資産税相当額を毎年お支払いします。
④借上げ期間終了時は、そのままの状態で住宅を所有者に返還します。

【応募期間】 5月30日（金）まで

【その他】 ●選定基準に照らして、貸していただく空き家を選定します。
選定の結果、該当する空き家がない場合もありますのでご了承ください。

●事業の詳細は、町ホームページでご確認ください。



町ホームページ

ゴールデンウィークのためゴミ収集日が変わります

㊤住民税務課 住民生活G 2-5863

5月3日（土）がゴールデンウィークのため、ゴミ収集を休止することとともない、資源ぶつの収集日を次のとおり変更・休止します。健康カレンダーをご確認のうえ指定された日に排出してください。

【上湧別地区】

地区	収集品目	収集日
5の1・屯市・南兵村 開盛・富美	空き缶・発泡スチロール プラ類・空き瓶・ペット 乾電池	5月 3日（土）→5月10日（土） 5月17日（土）→5月24日（土）
旭・5の3・5の2 東町・北町・中町・南町		5月10日（土）→5月17日（土） 5月24日（土）→5月31日（土）
5の1・屯市		5月31日（土）→収集しません

【湧別地区】

地区	収集品目	収集日
芭露・上芭露・東芭露 西芭露・志撫子・計呂地	空き缶・発泡スチロール 紙パック・プラ類	5月 3日（土）→5月10日（土） 5月17日（土）→5月24日（土）
	空き瓶・ペット・新聞 段ボール・雑誌・乾電池	5月10日（土）→5月17日（土） 5月24日（土）→5月31日（土）

春の粗大ゴミ収集を行います

㊤住民税務課 住民生活G 2-5863

次のとおり粗大ゴミ収集を行います。午前8時までにゴミステーションなどの回収拠点に排出をお願いします。

収集日	収集地区
5月 8日（木）	旭・5の3・5の2・東町・北町・中町・南町
5月 9日（金）	5の1・屯市・南兵村・開盛・富美
5月15日（木）	港町・曙町・緑町・栄町・錦町
5月16日（金）	芭露・上芭露・東芭露・西芭露・志撫子・計呂地
5月17日（土）	川西・信部内・登栄床・東・福島

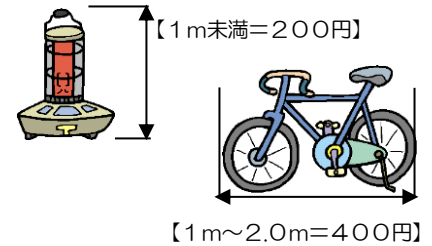
※作業の進み具合により、収集の日程がずれ込むことがあります。

【粗大ゴミの出し方】

- 粗大ゴミ専用シールを指定ゴミ袋等取扱店で購入して、ゴミに直接貼ってください（値段は右記のとおり）。

一辺の最大長さ	料 金
1m未満	200円
1m～2.0m	400円

- ゴミはそのままか、ひもで束ねてください。
段ボール箱に詰めたり、一緒に出した家具の中にしまったりしないでください。
- ゴミ1個につきシールを1枚貼ってください。ただし、一般的に1セットとみなされるものは、ひもなどで束ねてひとまとめにする事で1個とします。



ひとまとめにできるもの(例)	ひとまとめにできないもの(例)
●スキーとストック ●ゴルフクラブ一式 ●木の枝(長さ50cm以下、1束の直径を50cm以下にして縛る)	●スキーと竹ぼうき ●布団でスキーをくるむ



【排出できないもの】

排出できないもの	排出方法
●一辺の最大長さが <u>2.0m</u> を超えるもの	2mを超えるものはご自分で裁断した後、粗大ゴミとして排出してください。
●1個の重さが <u>60kg</u> を超えるもの	燃やすゴミは「えんがるクリーンセンター」へ、燃やさないゴミ・鉄類のゴミは「えんがるリサイクルセンター」へ、それぞれ分けて直接搬入してください。
●家電リサイクル品目(冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、テレビ、エアコン) ●タイヤ・バッテリー・消火器・ガスボンベ	販売店などに引き取りを依頼してください。
●産業廃棄物	町では収集できません。
●衣類や小物類などゴミ袋で排出できるもの	一般ゴミの収集日に排出してください。

《粗大ゴミを排出する際の注意点》

『えんがるリサイクルセンター』では、粗大ゴミを破砕機にかける過程で、一辺の長さが2mを超えるものは処理できません。例えば、物干し竿で2mを超えている場合はご自分で裁断する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ご家庭にお配りしている「ごみ分別の手引き」にも粗大ゴミについて記載されていますのでご確認ください。



湧別町公式 **インスタグラム** yubetsu_town

「フォロー」と「いいね！」をお願いします



ゆうべつチューリップフェアにお越しください

㊤商工観光課 商工観光G 2-5866

本町の春の一大イベント『2025ゆうべつチューリップフェア』を開催します。一面に広がるチューリップを、ぜひお楽しみください。

ご来園時に、ページ下部の「チューリップ公園入園券の引換券」をお持ちいただくと、1枚につきお一人様（町民）に限り無料で入園できますので、ぜひご利用ください。

【開園期間】5月1日（木）～31日（土）

※開花状況などにより変更する場合があります。

※町のホームページで、チューリップ公園の開花状況をライブ放映しています。

【開園時間】午前8時～午後6時（入園は午後5時30分まで）

【入園料】大人（高校生以上）1日：600円、シーズン券：1,000円

小人（小・中学生）1日：300円、シーズン券：500円

【問い合わせ先】湧別町観光協会 TEL 8-7356



町ホームページ



切り取り

チューリップ公園入園券

（有効期限：令和7年5月1日から5月31日まで）

住所 湧別町

氏名

※ご利用の際
※チューリップ
入園券と交
※お一人様限

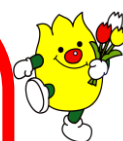


切
ら
ず
に
お
し
て
く
だ
さ
い

チューリップ公園 入園券（本人用）

（有効期限：当日限り）

※チューリップ公園前の総合窓口で受付のうえ、入園ください。



見本

チューリップ公園入園券

（有効期限：令

住所 湧別町

氏名

※ご利用の際に住所
※チューリップ公園前の総合窓口（券売機横）で
入園券と交換してください。
※お一人様限り有効です（複製不可）。

さ
い

受付印



（本人用）

え、入園く